

**平成26年度新宿区外部評価委員会第2部会
第4回会議要旨**

<開催日>

平成26年7月14日（月）

<場所>

本庁舎6階 第2委員会室

<出席者>

外部評価委員（4名）

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（3名）

中山行政管理課長、羽山主査、松本主任

説明者（1名）

障害者福祉課長

<開会>

【部会長代理】

平成26年度第4回新宿区外部評価委員会第2部会を開会します。

部会長がご欠席のため、部会長代理による進行となります。よろしくお願いいたします。

前回に引き続き経常事業の外部評価に係るヒアリングを行います。

対象となる事業は、経常事業260「障害者就労支援施設事業運営助成」、経常事業265「福祉手当等の支給」、経常事業266「心身障害者への助成」及び経常事業267「在宅重度心身障害者への助成」の計4事業です。

障害者福祉課長、よろしくお願いいたします。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

【部会長代理】

障害者福祉課長は、前回から引き続きのご出席なので、委員紹介等は省略します。

では、経常事業260「障害者就労支援施設事業運営助成」からご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

なお、本日も説明する四つの事業の施策体系については、いずれも前回は説明した経常事業259、経常事業262及び経常事業264と同様、基本施策②「障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実」の下に位置付けられているものなので、説明は省略します。また、本日

ご説明する4事業は、いずれも区独自のサービスです。

本事業は、経常事業262「障害者への自立支援給付等」の予算事業262-2「障害者への自立支援給付等(訓練等給付費等)」にある就労移行支援及び就労継続支援を行う事業所に対し、東京都の補助金も使いながら、更なる運営助成を行っているものです。

事業の目標・指標としては、平成25年度末では13か所となっている対象事業所数を、平成29年度末までに18か所にすることを目指します。事業開始当初の平成23年度は10か所だったのですが、年を追って増えていること、株式会社、社会福祉法人、NPOなどいろいろな主体が運営するようになってきていること、新しく事業所をやりたいといった相談を頻繁に受けていることなどから、この目標は達成できるものと考えています。

助成は、定員数を上限として一人月額17,000円の「基本補助」、人を多く雇うことにより加算できるもので、同じく定員数を上限として一人年額72,000円の「選択式加算」、障害者の方を職員として雇った場合に年額435,000円から1,887,000円を助成する「障害者雇用加算」、及び家賃等が高額という新宿区の性質を踏まえ、月額80万円を上限として施設の借上げ費の実額の80%を助成する「施設借上げ費」の四つを実施しています。

実際の出席者により金額の決まる給付金と比べ、事業を安定して運営するための助成ということができまますので、事業者の参入意欲を促進する効果もあるものと考えています。

事業経費については、大部分が特定財源で、一般財源投入率は25%程度です。「基本補助」「選択式加算」及び「障害者雇用加算」については東京都から補助率10/10で補助金を受けています。これは、東京都の補助金のスキームにより、都全体で同様の取組が行われているためです。「施設借上げ費」については、区が単独でやっているため、こちらについては区が全額負担しています。

評価についてですが「サービスの負担と担い手」は、13か所の事業所をそれぞれ20人程度の方が利用しており、全体で400人程度の定員と、サービス向上につながっており大変「適切」と評価しています。

「手段の妥当性」については、施設の運営の安定化を図るという観点から「適切」と評価しています。

「効果的・効率的」については、施設利用者にとっても、安定的な運営や職員配置がなされることでサービスの向上にもつながっていることから「適切」と評価しています。

「目的又は実績の評価」についても、事業所が順調に増えていることなどから、適切な運営費補助金になっており「適切」と評価しています。

「総合評価」については、補助金を出すことで施設の運営の安定化、サービスの向上化が図られているため、大変「適切」と評価しています。

「事業の方向性」は「継続」です。

「改革・改善の内容」としては、区の独自の取組として施設の借上げ費を行っていることを踏まえると、区民への利益の還元という観点から、施設の区民利用の割合を高めていく必要があると考えています。特に、精神障害者の施設などは区民でない方の割合も多く、平成25年度

までは50%以上の区民割合をお願いしていたのですが、今年度からはそれを60%に上げました。

また、就労支援事業の運営は、都全体で取り組んでいるものなので、東京都等とも意見を取り交わしながら適切な運営をしていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

就労支援施設の取組による就労率というのは、どのようになっているのでしょうか。

【説明者】

施設の形態や内容により様々です。

「就労移行」ですと、就労させるための支援が中心になりますので、就労に結び付く方が比較的多く、定員が20人のところ10人が就労に結び付くところもあります。

一方の「就労継続支援B型」、いわゆる福祉作業所ですと、比較的障害の重い、就労に結び付きづらい方をお預かりしているので、1人ないし2人が就労に結び付くと良いなというところ です。

【部会長代理】

就労する業種も多様化しているのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

これもやはり施設によって差がありまして、就労継続支援ですと、パン焼き、清掃、封入・封かんなどが多いです。

就労先としては、事務補助、清掃、荷物整理等が多いです。特に精神障害の方の場合、パソコンを使える方も多いので事務補助に入る方が多いです。

【部会長代理】

事業者にとっても就労者にとっても、一番の願いは安定した運営ですが、これに当たって障害者の高齢化は大きな課題だと思います。その対策というのは何かありますか。

【説明者】

「就労移行」については、若い方、就労に近い方、以前は企業に勤めていた方などが多いので、比較的高齢化は問題になっていないのですが、就労継続支援については、何十年も利用して、75歳を超えている方もいます。

ご指摘のとおり障害をお持ちの方の高齢化は進んでいて、65歳以上の方も多くなっています。同時に、保護者等ご家族の高齢化も進んでいることから、就労とは違うサービスのご相談も受けています。

一方で、安定化ということでは、年齢等の課題はあるものの、利用者の方が毎日来ることのできる場所として提供できていますので、本事業も役に立っていると考えています。

【委員】

区外の方が区内の施設を利用しているとのこと説明がありましたが、逆に区内の方が区外の施

設を利用しているケースもあるのでしょうか。

【説明者】

はい。あります。

【委員】

その施設が気に入った、職員が気に入ったということで、その施設に通っているケースも多いのではないのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりだと思います。

また、特に精神障害者向けの作業所ですと、精神障害者に対する理解も進んでいないので、例えば世田谷区の方があえて近くの施設を使わず新宿に行っているような傾向もあります。

それから、障害者の就労支援については、もともと東京都全体で進めていたものが、障害者自立支援法に法律が変わり、区市町村が主体に補助をすることになった経緯から、それ以前から利用されている方には区境が関係ないという方も多くいます。

【委員】

「必要性」の欄に「他自治体等と水準を比較したとき、サービスを提供する対象範囲や水準を見直す余地がある事業」と分析されていますが、これは、新宿区のほうが、サービスが進んでいるという理解で良いのでしょうか。

【説明者】

はい。

もともと市区町村に移った段階では同じ水準だったのですが、水準は区によってかなり違ってきています。例えば、施設借上げ費を助成しているのは、新宿のほかにも8つだけで、やめてしまったところもあります。

一方で新宿区には必要な制度との要望を受けていますので、各区横並びにする視点と、新宿区に今必要なものを探る視点の両方が必要だと考えています。

【委員】

定員が全部で400とのことですが、需要は更に多いのでしょうか。

【説明者】

新宿は幸いにして、新しい施設もどんどんできてきているので、現在のところ、知的障害や身体障害の方で待機者はいません。また、定員オーバーの状態もありません。

なお、精神障害の方ですと、定員が20名の施設でも、登録者が毎日来るわけではないので、定員に対して登録者が3倍程度になっている施設はあります。

一方で、知的障害の方は出席率も大変高いので、20人定員のところを60人登録するわけにはいきません。定員イコール登録者のような勢いでやっています。このように、一概に同じ基準でいえないところはあります。なので、400人という定員に対し、実際にはそれを上回る方が登録し、利用されています。

【委員】

平成29年度までに19か所を目標にされているとのことですが、需給のバランスというのは取れるのでしょうか。

【説明者】

現在のところ待機者は出ていませんが、知的障害や身体障害をお持ちの方の行き先というのは、今後もいろいろなところで作っていかなくてはと思っています。特に知的障害に関しては、特別支援学校の卒業生が毎年十数人いまして、今後もこの傾向は続く予定です。

また、特に精神障害の方はなじむ、なじまないもありますので、ある程度いろいろな業種があったほうが望ましいと考えています。

それから、障害のある方は増加傾向にあります。障害の種類も、発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化しています。特に、発達障害の方を対象とした施設は増えています。

その方に合った施設が増えるのは大事なことだと思っています。

【委員】

対象となる施設を運営している事業者は全て補助対象となるのでしょうか。

【説明者】

いいえ。一般の企業にはこの補助金は出していません。

この補助金の対象事業は生活介護、自立訓練、就労移行及び就労継続の四つ、対象者は社会福祉法人、NPO、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、学校などです。

また、利用者の区民割合が少ない、2%とか3%の施設については、施設借上げ費は出していません。

【部会長代理】

「改革改善の内容」に「補助金に係る事業の執行や補助金の使途について、法人に対し適切な指導を行います。」とありますが、第三者による監査などは行っているのでしょうか。

【説明者】

まず、補助金の事業に関する監査は区全体で行います。それから、事業執行そのものについては、東京都などが指導検査に入っています。区と一緒に入ることもあります。区としても、補助金を出す側としてしっかりと中身を見たいと考えています。

【部会長代理】

ぜひ注意をお願いします。

障害者の就労について、労務管理はどこでやっているのでしょうか。

【説明者】

労務管理自体は、ハローワークでやっています。

一方で、仕事に就くのに苦勞する方や、仕事に就いても周囲に自分の状況を理解してもらえない方も多いため、仕事支援センターが行っている就労支援事業などで、定着支援や安心して辞めるための支援等を行っています。

【部会長代理】

ご苦勞もあると思いますが、労務管理もよろしくをお願いします。

ほかにはよろしいですか。

では経常事業260は以上とします。

続いて経常事業265「福祉手当等の支給」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

予算事業265-1「福祉手当（心身障害者福祉手当）」、予算事業265-2「福祉手当（特別障害者手当等）」及び予算事業265-3「原爆被爆者への見舞」の三つの予算事業で構成されている、重度心身障害者や原爆被爆者に対し、手当等を支給する事業です。

予算事業265-1「福祉手当（心身障害者福祉手当）」は、身体障害者手帳が1・2級の、いわゆる重度の方又は愛の手帳が1から3度の方に対し、月に15,500円を支給するものです。これは、もとが東京都の要綱を引いているものです。また、身体障害者手帳が3級の方又は愛の手帳の4度の方に対し、7,750円を支給します。これは新宿区独自の取組です。

実績は横ばいですが、経費は微増しています。これは、障害の重い方が増えているのだと考えていただければよろしいかと思えます。

ちなみに、この手当は生活保護の認定除外になっているので、生活保護を受けていても受け取ることができます。

本予算事業の方向性は「継続」です。手当は非常にたくさんあるのですが、これが区として最も主体的に出しているものであり、今後もしっかりと対応していきたいと思っています。今後も受給者の利便性の向上と適切な周知を図っていきます。本予算事業については以上です。

265-2「福祉手当（特別障害者手当等）」は、国からの法定受託事務として行っており、要件等は国が定めています。

事業経費については、国庫負担金負担率4分の3となっています。残りの4分の1は区が、区市町村の当然の義務として出しています。特別障害者手当は、保護基準などがどんどん見直されており、昨年2月から9月までは月額2万6,260円だったのですが、10月から少し下がり2万6,080円になっています。支給の月は5月、8月、11月、2月で、3か月ずつ振り込むようになっています。

事業費の主たる用途としては、資格認定審査医師謝礼として嘱託医1名に支払っている報償費です。申請者がこの手当の対象になるか伺っています。

平成25年度事業の実績としては、特別障害者手当の支給が約2,500人、障害児福祉手当は少しずつ増えており約950人でした。このほかに福祉手当の経過措置というものがあります。これは、この制度が始まる前から対象としていた方について残しているものです。対象者は徐々に減っており、今後なくなっていく予定です。

将来予測としては、基本的には横ばいなのですが障害児福祉手当の支給については少し増える傾向にあるようです。

本予算事業の方向性も「継続」です。今後も法令に基づき事業執行していきます。また、特に子どもの手当とかぶっていることもあるので、関係部署と的確に情報交換をしながら、漏れ

のないようにやっていきたいと思います。予算事業265-2については以上です。

予算事業265-3「原爆被爆者への見舞」は、基本的に被爆者健康手帳が新たに交付されることはありませんので、対象者は減少する傾向にあります。そのため将来予測は「減少」となります。

原爆被爆者への助成をどのように行うのかについてはいろいろ考えがあるところですが、新宿の場合には、障害者団体連絡協議会に入っただき、障害者の活動事業助成として、一緒にずっと活動しているところです。

予算事業の説明は以上です。

事業の指標としては、心身障害者福祉手当の年間受給者数を、平成25年度末の4,861名から、平成29年度末までに5,079人にする事としてしています。これは、平成29年度末の対象者数の想定によるものです。対象となる方にしっかりと適切に周知を行い、漏れなく支給していきます。

事業経費は、対象者の増加に合わせ増加傾向にあります。

評価としては「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的効率的」「目的又は実績の評価」「総合評価」のいずれも「適切」としました。

「今後の方向性」は「継続」です。手帳の区分により手当をしっかりとお出ししていきます。

「改革・改善の内容」としては、条例等に目的や対象者、執行方法が定められていますので、それに基づく福祉の増進を図っていきます。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

では質問等をお願いします。

【委員】

被爆者というのは、実際に被爆した人だけで、二世の方は対象外なのでしょうか。

【説明者】

被爆者健康手帳を持っている方が対象なので、基本的には対象外です。

ただ、そのときに胎児であった方も手帳の交付対象なので、そのような方は対象となります。

【部会長代理】

外国籍の人も受けられるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。現在国籍要件はありません。

【委員】

被爆者健康手帳を持っている方というのは、被爆による何らかの症状が出ている人なのでしょうか。

【説明者】

いいえ。原爆が投下されたときに現地に居たことが要件なので、元気な方もいます。

【委員】

むしろ、現在この見舞金を受けている方は比較的元気な方が多いかもしれませんね。
恐らく80歳、90歳になりますよね。

【説明者】

そうですね。ちなみに、仮に何か症状が出れば当然被爆者健康手帳により助成等が出ます。

【部会長代理】

心身障害者福祉手当について、月額15,500円の支給ということで、年額では186,000円になります。これが一番障害者にとっては大きい手当になるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。まず、心身障害者福祉手当は、手帳の要件と所得制限を満たしていれば良いので、比較的受けやすい手当になっています。

例えば、「重度心身障害者手当」という東京都の制度があるのですが、こちらは家庭において常時複雑な介護を必要とされる方であることなど、手帳の要件だけでなくかなり厳しい判定がされます。

【委員】

制度の周知はしっかりと行われているのでしょうか。

【説明者】

はい。例えば、手帳の要件に当てはまる方に手帳の申請をしていただく際には、必ず合わせてこの手当の申請もしていただくようご案内しています。

【委員】

では、これから手帳を申請する方は所得制限に引っ掛からなければ確実に受けることができるわけですね。

【説明者】

そうですね。

ただ、手帳を取るときには、ほかにもいろいろな申請があって本当に忙しいので、窓口で説明しても、忘れてしまう方がいます。また、障害をお持ちになったことによる心の傷が大きく、そのときはそんなもの要らないという方もいます。そういった方たちのケアも含め、漏れないよう的確に支援を行っています。

【委員】

他自治体から転入してきた人も対象になるのでしょうか。

【説明者】

はい。

【部会長代理】

ほかにはよろしいですか。

では経常事業265については以上とします。

続いて経常事業266「心身障害者への助成」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

障害をお持ちの方は、日常生活を営む上でいろいろな支障があるとのことで、その支援を目的として様々な取組を行う事業です。障害の種別に応じた取組を行っています。

本事業は、予算事業266-1「心身障害者への助成（歯科診療）」（以下「歯科診療」という。）予算事業266-2「心身障害者への助成（リフトタクシー運行委託）」（以下「リフトタクシー運行委託」という。）、予算事業266-3「心身障害者への助成（タクシー利用料）」（以下「タクシー利用料」という。）。予算事業266-4「心身障害者への助成（自動車燃料費）」（以下「自動車燃料費」という。）、予算事業266-5「心身障害者への助成（自動車運転教習費）」（以下「自動車運転教習費」という。）及び予算事業266-6「心身障害者への助成（障害者位置探索システム）」（以下「障害者位置探索システム」という。）の六つの予算事業で構成されています。

予算事業266-1「歯科診療」は、一般の歯科診療を受けることが難しい方に対し、民間の歯科診療の治療院に委託することで治療の機会を提供するものです。特に知的障害の方ですとパニックを起こすおそれもあるので、必要に応じて全身麻酔なども使用しながら治療を行うので、そういった設備の整っている施設にお願いしています。

以前は西早稲田にあったのですが、現在は豊島区の大塚に移転しています。

水曜と金曜は区民診療日として、新宿区民を優先して診療していただいています。なお、ほかの診療日でも診療は受け付けてくれます。

事業経費としては、平成25年度が100万円ほど少なくなっています。これは、豊島区に移転する約2か月間は、移転の準備等のため歯科診療をやっていなかったことによる委託費の減です。

新宿区内の歯科の先生からも徐々にご理解をいただいております、自分のところで診て無理と判断したときにはこちらに回すといったことも随分できるようになりました。保護者の方からもご好評をいただいております。予算事業266-1は以上です。

予算事業266-2「リフトタクシー運行委託」は、歩行が困難なため車椅子を利用されている身体障害者や知的障害の方に対し、日常生活の利便性、生活圏の拡大などを図るため、リフト付タクシー2台を区が借り上げ、通常のタクシー利用券で利用していただくというものです。

事業経費については、3年に1回入札しており、その結果平成25年度から随分安くなりました。

利用回数はおおむね横ばいです。利用者アンケートなどもとりながら、利用者に少しでも利用しやすくなるよう運営しています。

2台では少ないというご意見もあるのですが、現状では2台を確保するのが精一杯なのが正直なところです。予算事業266-2については以上です。

予算事業266-3「タクシー利用料」は、重度障害者等で車椅子等を利用しなければ歩行が困難な方に対し、タクシー券を交付しているものです。身体障害者手帳の1から3級、愛の手帳の1、2度の方などが対象になります。

1か月3,500円分で、12か月分交付しています。また、迎車料、ストレッチャー利用料などの

利用券も交付しており、併せて使えるようになっています。区と提携しているタクシー会社一つ一つと契約して、利用者はタクシー会社に利用券で支払い、区はタクシー会社から請求を受け、その分の代金を支払うことになっています。使い勝手の良い事業なのですが、もう少し増やしてほしいという希望があるのは確かです。予算事業266-3については以上です。

予算事業266-4「自動車燃料費」は、ご自分で自動車を運転される方又は家族の方に対し、自動車燃料費の一部をお出ししているものです。1か月3,150円を限度として振込みにより助成します。振込みは、3か月分ずつまとめて行います。なお、本予算事業と予算事業266-3「タクシー利用料」は併用できません。いずれか一方をご選択いただくことになります。

障害をお持ちの方は、車がないと不自由なことも多いので、こちらも使い勝手の良い制度として人気があり、実績は若干増加傾向にあります。予算事業266-4については以上です。

予算事業266-5「自動車運転教習費」は、身体障害者手帳の1級から3級の方、愛の手帳の1度から4度の方などに対し、自動車の運転教習費の一部を助成するものです。本事業は、取得時に振り込む形になります。あまり実績は上がってはいません。ご相談はあるのですが、なかなか件数的には伸びていません。また、取ろうとは思ったけれど、取れなかったという方もいます。予算事業266-5については以上です。

予算事業266-6「障害者位置探索システム」は、例えば知的障害の方ですと、所在不明になるような方もいますので、GPSなどを活用した位置探索システムの初期費用をお支払いするものです。上限は1万円です。ある程度サービスが行き届いていること、GPS機能付きの携帯電話をお持ちの方も増えていることなどから、実績はそれほど多くありません。平成25年度は1件でした。

予算事業の説明は以上です。

いずれの取組もニーズはあるので、必要な方が確実に使うことのできるよう、しっかりと周知をしたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長代理】

財源は、全部区ですか。

【説明者】

ほとんどは一般財源なのですが、リフトタクシーだけは東京都の補助金を活用しています。補助率は2分の1です。

【委員】

予算事業266-1「歯科診療」について、治療費は本人負担になるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。

医療費はお支払いいただきます。ただ、心身障害者医療費助成制度、いわゆる「マル障」を受けている方は、医療費もかからないことが多いです。

【委員】

委託というのは、優先的に診療してもらおうという業務の委託なのでしょうか。

【説明者】

そうですね。優先的にということ、それから、全身麻酔のできる歯科医はあまりないので、そういったところに安定して運営してもらおうことができるようにする意味もあります。

【委員】

それほど遠くないとはいえ、大塚まで行くことも負担になるのではありませんか。

【説明者】

そうですね。大塚への移転に当たって、別の歯科医に変えることも考えたのですが、やはり利用者も歯科医師も慣れている現在の医院で継続することにしました。

それから、区のほかに東京都がやっている口腔の専門のところは飯田橋にありますので、大塚より飯田橋が便利な方は、そちらに通うこともできます。

【委員】

毎回全身麻酔するのでしょうか。

【説明者】

治療にもよりますが、全身麻酔をせずに我慢してもらうことは困難ですから、基本的には全身麻酔になることも多いようです。また、全身麻酔ですと、その後目覚めるまでの休養室なども用意しなければいけないので、どうしても一般の歯科医院よりはかなり広くないと歯科診療は難しいと聞いています。

【委員】

頻繁には行けないですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

予算事業266-2「リフトタクシー運行委託」について、365日24時間体制を確保する必要があるのでしょうか。

【説明者】

夜間等緊急の場合もありますので、いつでも使えるようにしています。

【委員】

消費税増税の影響を受け、4月からタクシー料金が値上がりしましたよね。そうすると、予算事業266-3「タクシー利用料」も値上げしてほしいという要望が高まっていると思うのですが、一方で最も多くの事業費がかかっているのだから上げるのは難しいのが現状とは思いますが、

実態としてタクシー券をどのように使っているのか等を調査はしているのでしょうか。

【説明者】

具体的な調査はそれほどしていないのですが、障害者生活実態調査などでは、ご指摘のとおりタクシー券を増やしてほしいというご要望は来ています。その中では、病院に定期的に通うにはすぐなくなってしまうといったご意見が出されています。

手帳を見せると1割引になるので、それと併用していただいているのですが、それでもご希望が多いのは重々承知しているところです。

【部会長代理】

今の1割引というのについて、もう少しご説明ください。

【説明者】

普通のタクシーに乗る場合でも、手帳を見せると1割引になります。

【委員】

位置探索システム以外は、全て開始から40年近くたっていますよね。途中で法律等も変わっていますが、この間の変遷はどのようになっているのでしょうか。

【説明者】

この間になくなった事業もあります。特に、障害者自立支援法や総合支援法ができてからは、障害者福祉サービスが充実してきたので、いろいろな事業がなくなったり統合したりしました。その中で、こういったタクシーなど移動に係る事業は人気があり、これまで残ってきたところです。ただ、運転教習費などはあまり実績がないので、今後見直すべきではないかというご意見もあるかとは思いますが。

【委員】

タクシー券については、本人が乗ることが必須なのでしょうか。

【説明者】

手帳をお持ちの方が同乗されるのが正しい姿ですが、ご家族がその方のために行くときなどに使うことはできます。

【委員】

そうですね。

施設に入っている子どもさんのところで急いで駆けつけるときだって必要があって乗るわけですから、それはバツではないでしょう。

【委員】

予算事業266-3「タクシー利用料」について、「事業費の主たる用途」である扶助費の単価が「種類によって異なる」とされているのは、どのように捉えれば良いのでしょうか。

【説明者】

月額3,150円が限度なのですが、実際には限度額まで使わない方もいるという趣旨です。

【部会長代理】

自動車運転教習費は、上限が16万4,000円とのことですが、実際にはもっとかかるのでしょうか。

【説明者】

そうですね。少なくとも20万円程度はかかります。

【部会長代理】

車で移動できれば自立にもつながりますよね。

【説明者】

そうですね。ただ、実際は維持費などもありますし、いろいろと難しい部分があります。

【部会長代理】

車を安価で購入することはできるのでしょうか。

【説明者】

一定の要件を満たしていれば、自動車税の免除などにはなりますが、本体価格自体は基本的に安くはならないです。

【委員】

障害者位置探索システムとは、やはり持って出ないと意味がないのでしょうか。

【説明者】

はい。置いていかれてしまうと追跡はできません。

【委員】

認知症の人用だと、靴の中に入れ込むようなタイプもありますよね。

【部会長代理】

この事業は更にPRが必要な印象を受けますね。

【説明者】

ご指摘のとおりだと思います。

【委員】

対象者数というのはどのように出しているのでしょうか。

【説明者】

対象者数は、区内で知的障害者手帳をお持ちの方の人数です。

【部会長代理】

ほかに、よろしいですか。

では経常事業266については以上とします。

続いて経常事業267「在宅重度心身障害者への助成」のご説明をお願いします。

【説明者】

はい。

本事業は、重度心身障害者の方に様々なサービスを提供するものです。

予算事業267-1「在宅重度心身障害者への助成(理美容サービス)」(以下「理美容サービス」という。)、予算事業267-2「在宅重度心身障害者への助成(家事援助事業)」(以下「家事援助事業」という。)、予算事業267-3「在宅重度心身障害者への助成(介護人休養)」(以下「介護人休養」という。)、予算事業267-4「在宅重度心身障害者への助成(寝具乾燥消毒サービス)」(以下「寝具乾燥消毒サービス」という。)、予算事業267-5「在宅重度心身障害者への助成(紙おむつ等支給)」(以下「紙おむつ等支給」という。)、予算事業267-6「在宅重度心身障害者への助成(巡回入浴サービス)」(以下「巡回入浴サービス」という。)、予算事業267-7「在宅重度心身障害者への助成(重度脳性麻痺者介護人派遣)」(以下

「重度脳性麻痺者介護人派遣」という。)及び予算事業267-8「在宅重度心身障害者への助成(緊急通報システム)」(以下「緊急通報システム」という。)の計八つの予算事業で構成されています。

予算事業267-1「理美容サービス」は、外出が困難な方に対し、理髪師や美容師の出張費を助成することで、本人のお宅に訪問していただき、カットや調髪などのサービスを提供するものです。

利用者は1回当たり2,000円を、区は4,000円を負担します。したがって、整髪の単価は1回当たり6,000円となります。区は利用者一人当たり年間6枚の理美容券を交付し、利用者はこれを使ってサービスを受けますので、おおむね2か月に1度サービスを利用することができます。

利用者はおおむね100人前後です。

なお、高齢者福祉課のほうも類似した事業を実施しており、単価も同じように決めています。

予算事業267-2「家事援助事業」は、平成25年度をもって廃止した事業です。在宅の重度心身障害者又は障害児を常時介護されている方が、一時的に介護できないことになったときに、ほかの方による家事援助事業を実施するというものです。いわゆるホームヘルプが今ほど充実していなかった頃に、知り合いの方や、いわゆる家政婦にお願いをして実施していた事業だったのですが、現在ではホームヘルプサービスで十分に代替できること、数年来実績がなかったことなどから廃止しました。

区が利用者の申請に基づき介護券などを交付し、利用者はそれを用いてサービスを受け、その後、サービスを提供した方の請求を受けて区がお金を支払う形になっていました。

予算事業267-3「介護人休養」は、介護の方が休養の機会を持てるように、家事援助の雇用にかかる費用に対し助成するものです。予算事業267-2「家事援助事業」との違いは、介護人が自ら家事援助の依頼先を選ぶことができ、使い勝手が良い点です。こちらについては現在でも使っている方が121人もいること、知り合いの方とかにお願いをできるため、緊急な場合にも対応が容易なことなどから見直しの対象とはしていません。ただ、こちらについてもほかのホームヘルプサービスなどとの整理をしていければと考えています。

予算事業267-4「寝具乾燥消毒サービス」は、寝具乾燥及び年に1回の丸洗いをを行うものです。ホームヘルプサービスが普及してきたからか、実績はあまり伸びていません。それに合わせて予算も減額しています。本予算事業も、高齢者福祉課で類似したサービスを提供しています。

予算事業267-5「紙おむつ等支給」は、月額8,000円を上限に、かかったおむつ代の9割を区が助成するものです。利用者は、直接区の委託業者に希望のおむつを配送するよう頼みます。また、医療機関に入院している等により、現物支給の紙おむつを使うことのできない方については、現金による支給もしています。

現物・現金給付ともに増加の傾向にあります。特に、先天性の障害をお持ちの方は、おむつを大変多く使われる方が多く、月に1万円以上もかかる方もいるため、大変喜ばれている事業です。使い勝手も良く、とても大切な事業だと考えています。なお、本予算事業についても、高齢者福祉課で65歳以上の方を対象に類似した事業を実施しています。

予算事業267-6「巡回入浴サービス」は、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護師がバイタルチェックをした上で、介助者と運転手を入れた3人一組で入浴サービスを提供するものです。週に1回、年間52回まで利用することができます。

利用単価は入札の結果により変わりますが、現在は1回8,800円で、そのうち230円が自己負担、8,570円は区の負担です。ただし、自己負担のない方は8,800円全部区が負担します。実施に当たっては、国と都からの補助金を受けています。

普通のお風呂にはなかなか入りづらい方にとって良い事業なのですが、寝かせてお風呂に入れられることを嫌がる方も多いようで、利用者は22、3人ぐらいで横ばいの状態です。

平成26年度からは、使い勝手をより良くするために2社と契約し、同じ単価でどちらでも選べるようにしました。お風呂の大きさが違ったり、外側の枠の感じが違ったりと、同じ入浴サービスでも業者によって違いますので、選べるようにしました。

予算事業267-7「重度脳性麻痺者介護人派遣」は、いわゆる脳性麻痺の方から申請により、区が介護券を交付し、1日当たり6,500円の介護料を、介護人の方に対して支払うものです。介護内容は、余暇活動等の外出支援など自由に使っていただくことができるので、一般のホームヘルプサービスとは別のイメージで使っています。もともとは東京都が実施していた事業であり、現在でも補助率 10/10の補助金が出ています。

本事業についても、ホームヘルプや移動支援などのサービスが充実してきているため、以前から使っていた方に対してだけサービスを提供しており、新たな方の募集はしていません。

予算事業267-8「緊急通報システム」は、一人暮らしで在宅の重度の身体障害者の方などが、自宅で一人で事故に遭ってしまったときなどに、無線機の発報器で緊急の信号を送っていただくと、会社の人がそちらに駆けつけるというものです。

大きく「消防庁方式」と「民間受信センター方式」があります。そもそもは「消防庁方式」だったのですが、近くに協力者がいないとサービスが使えないことから、使い勝手が悪いという声もありました。一方、「民間受信センター方式」というのは、民間の警備会社に対応していただくもので、協力者が特に要らないため使い勝手が良いため、現在こちらをお勧めしており、新規にサービスをお使いになる方にはこちらを使っています。

また、緊急通報システムと合わせて火災による緊急事態に陥ったときに、火災警報器から信号が出て自動通報し、駆けつけていただく「火災安全システム」も提供しています。

事業実績はおおむね横ばいとなっています。単身の方の安心のため今後も継続していきます。

本事業についても、高齢者福祉課で類似したサービスを提供しており、65歳以上の方はそちらの対象となります。

説明は以上です。

【部会長代理】

廃止の方向にあるのは家事援助事業だけですか。

【説明者】

はい、現在のところはそれだけです。

ただ、予算事業267-7「重度脳性麻痺者介護人派遣」については新たな募集は行ってないので、いずれ廃止の方向となります。

【委員】

ホームヘルプサービスというのは別の事業なのでしょうか。

【説明者】

自立支援給付費の中のホームヘルプサービスとしては、障害福祉サービスの介護給付の居宅介護というものがあります。以前に比べると業者も増えており、サービスもこちらで必要な時間を勘案してお出しできるようになりました。

【委員】

予算事業267-7「重度脳性麻痺者介護人派遣」について、「家族の中から介護人を指定してもらいます。」とありますが、この事業は一人暮らしの方は対象になっていないという理解でよろしいでしょうか。

【説明者】

そうですね。

ご家族の方への支援になります。

ご本人さんたちに直接行くわけではありません。

【委員】

在宅の方がこのサービスを使って、個人的に人を雇うということですね。

【説明者】

そうです。

【委員】

高齢者と類似した予算事業がたくさんあるようですが、情報共有等連携はしているのでしょうか。

【説明者】

理美容、おむつ及び寝具乾燥サービスについては、入札を共同で行い、同じ単価で落ちるようになっています。

【委員】

予算事業267-6「巡回入浴サービス」について、特殊浴槽を対象者宅に搬入するとのことですが、そうすると、かなりのスペースが必要になるのではありませんか。

【説明者】

そうですね。

また、車をとめておく場所なども必要になります。

【委員】

そういうスペース的がない方には、どのように対応しているのでしょうか。

【説明者】

ホームヘルパーによる清拭や、動くことのできる方の場合、機械浴槽等のある施設での介助

浴などをご利用いただいています。

また、別の事業になりますが、近頃ですと割とコンパクトな介助の用具もあるので、自宅のお風呂にそういったものを取り付けたり入れたりする場合などもあります。いろいろな事業を用意し、細かくご相談しながら、清潔を保っていただく工夫をしています。

【委員】

この事業ではないと思いますが、自宅にリフトを取り付けて、浴室まで行けるようなするよ
うな工事への助成もしているのでしょうか。

【説明者】

はい。

住宅の改修というものがあります。リフトや階段の昇降機の取付けなど、住宅改修はかなり
高額になる場合がありますので、必要であればお出しすることもあります。

障害の方は本当に千差万別なので、個別具体的にご相談を承り、一人ひとりしっかりと対応
しています。

【部会長代理】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、障害者福祉課へのヒアリングは以上とします。

障害をお持ちの方に対し、非常に重層的な助成をしていただいていると思います。これから
もよろしく願います。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長代理】

以上で経常事業のヒアリングは終了となります。

次回からは計画事業へのヒアリングを行いますので、引き続きよろしく願います。

では、本日は閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>